

JFA U-12 長野県サッカーリーグ(県リーグ)開催規程

第1節 総 則

第1条〔総則〕

本規程は、JFA U-12 長野県サッカーリーグ(県リーグ)(以下「本リーグ」という。)の運営に関する事項について定める。

第2条〔目的〕

一般社団法人長野県サッカー協会(以下「本協会」という。)は、日本サッカー、長野県サッカーの将来を担う小学生年代の少年・少女たちの充実した試合環境創造、リーグ文化の醸成、サッカー技術の向上、健全な心身の育成を図ることを目的とし、U12年代の加盟登録チームの代表により切磋琢磨した大会として本リーグを実施する。

第2節 組 織

第3条〔長野県 U12 サッカーリーグ(県リーグ)実施委員会〕

本リーグは、リーグ実施に関わり、JFA U-12 長野県サッカーリーグ(県リーグ)実施委員会(以下「実施委員会」という。)を設置し、本リーグに関する企画立案を行うとともに本リーグを統括する。

第4条〔実施委員会の人選〕

実施委員会は、参加チーム運営担当者並びに本協会4種委員会、技術委員会及び審判委員会により構成され、その委員長は、4種委員長が指名する。

- 2 会議は、必要に応じてその都度委員長が招集し、委員長が議長を務める。
- 3 実施委員の任期は当該年度の前年10月1日より翌々年3月31日とする。
- 4 実施委員は、任期後も後任が決定するまでは、その任の責を負う。

第5条〔リーグ規律・フェアプレー委員会〕

本リーグは、フェアプレーとリスペクトを重視し、次のとおり実施する。

- (1) 4種委員による規律・フェアプレー委員会を組織し、規律委員長は4種規律委員が兼任する。
- (2) リーグ戦には、マッチコミッショナーを置くことを推奨する。
- (3) リーグ戦には、にマッチウエルフェアオフィサーを置く。

第3節 試合会場

第6条〔試合会場〕

試合会場は、次の条件を満たすことを原則とするが、会場の実情に応じてフィールドの大きさ、ゴールの大きさは変更できる。

- (1) 正規のフィールド(タッチ90m～105m、ゴールライン45m～68m)の半面(ゴールライン40m～50m、タッチライン50m～70m)程度の大きさとし、正方形ではないこと。天然芝、人工芝、クレーであることを問わない。
- (2) ゴールは、原則として少年用ゴール(幅5m×高さ2.15m)とするが、中間ゴール(幅6.4m×高さ2.15m)を使用することも認める。
- (3) ゴールのポスト及びバーは白色を原則とし、グラウンドに安全性を保つために確実に固定しなければならない。原則として丸型が望ましい。
- (4) コーナーフラッグ及びコーナーフラッグポストは、旗をつけた先端のとがっていない高さ1.5m以上のコーナーフラッグポストを立てることが望ましい。

第7条〔医務運営〕

運営担当チームは、試合の開催に先立ち、試合会場で生じる重度の外傷及び疾病に対処するため、あらかじめAEDの設置場所を確認するとともに救急移送病院・休日当番医を確認・確保しておくこと。

第4節 試 合

第8条〔大会形式〕

本リーグは、本協会が主催し、本リーグ趣旨に賛同し、参加したチームの中で本協会が認めたチームにより1次リーグ総当たり、2次リーグは順位別に2リーグで総当たり方式にて行い、1チームの年間数は16試合とする。

第9条〔試合の主催等〕

試合はすべて本協会が主催し、実施委員会が指名するチームが主管する。

2 地方公共団体、地元新聞社及びテレビ・ラジオ局、その他について、実施委員会が認めた場合は、共催・後援を認める。

第10条〔競技規則〕

試合は、すべて（公財）日本サッカー協会競技規則及び8人制サッカールールに準じ、リーグ実施委員会が規定した次の大会規定にしたがって実施される。

(1) 競技者の数は、8人とする。

(2) 試合開始の時点で、8人いない場合試合は行わない。ただし、けがなどにより、試合中にピッチ上の選手が退場して人数が減った場合、6人までは試合を行うことができる。

第11条〔参加資格と選手証〕

（公財）日本サッカー協会に登録されたチーム・選手で、本大会に定められた期日までに参加申込みをした者のみが、試合における競技資格を持つ。

2 選手は、試合出場に際し（公財）日本サッカー協会発行の選手証等（以下「選手証」という）を持参しなければならない。

3 選手証等とは、日本協会WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録一覧表を印刷したもの、またはスマートフォンやPC等の画面表示したもので顔の認識ができるものであること。

4 追加登録を随時可能とする。

第12条〔参加申込〕

すべてのチームは、定められた期日までに、所定の手続きにより参加申込を本協会に届け出なければならない。

第13条〔参加申込・エントリーできる選手及びベンチ入りできる選手並びに役員・チームスタッフの人数〕

本リーグの選手及び役員等は、次のとおりとする。

(1) 本リーグに登録できる選手の人数は、制限しない。ただし、試合ごとにエントリーできる選手の人数は25人とする。

(2) ベンチ入りできる人数は、選手16人、役員及びチームスタッフ5人以内とする。

(3) ベンチ入りするスタッフのうち最低1人は、JFA公認指導者資格（D級以上）を保持していること。また、47FAU12指導者講習会・研修会及び本協会が定める研修会・講習会に参加するものとする。

第14条〔出場資格を得るための登録変更〕

本リーグの登録変更等は、は次のとおりとする。

(1) 出場チームの選手は、定められた期間に登録変更することができる。

(2) 選手が本リーグ期間中に移籍をした場合、当該選手は移籍後選手証が届いた時点から出場することができる。

第15条〔ユニフォーム〕

本リーグのユニフォームは、は次のとおりとする。

(1) （公財）日本サッカー協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用することを原則とする。

(2) 前号のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された番号が明確に表示されていなければならない。

(3) 選手番号は、服地と明確に判別できる色のものとする。

(4) 本リーグで着用するユニフォームの選手番号は、参加申込した番号でなければならない。参加申込において使用できる番号は1～99である。

(5) フィールドプレーヤーとして登録している選手がゴールキーパーを行う場合は、同じ番号のビブスを着用して出場することを認める。

第16条〔試合時間〕

本リーグの試合時間は40分（前後半各20分）とする。ただし、天候により30分とすることができる。

2 前半と後半のインターバルは7分とする。

第17条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次のとおりとする。

- (1) 選手の交代は自由な交代とする。
- (2) 退場選手が出た場合は、退場者の補充をする。

第18条〔試合の勝敗の決定〕

本リーグの試合は定められた時間内に勝敗が決定しない場合は、引き分けとする。

第19条〔リーグ戦の順位決定〕

本リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の順序にて順位を決定する。

- (1) 得失点差
- (2) 総得点
- (3) 当該チーム間の直接対戦成績
- (4) 抽選

2 1次リーグの結果、1位から6位のAリーグ、7位から12位のBリーグを実施しリーグ終了となるが、1次リーグ終了時点で7位以下のチームが最高勝点の場合でもBリーグチームの参加チームの順位は7位以下とする。

第20条〔表彰〕

本リーグ戦の表彰は、次のとおりとする。

- (1) 1位、2位、3位の3チームには表彰状を授与する。
- (2) フェアプレー賞を設定し、フェアプレー賞を授与する。

第21条〔審判員〕

本リーグ戦の審判は、次のとおりとする。

- (1) 帯同審判制とし、主審は3級以上とする。
- (2) ユース審判の活動の場として推奨する。
- (3) 審判員証等を必ず持参すること。

第22条〔試合球〕

本リーグ戦の試合球は、次のとおりとする。

- (1) 本リーグは、試合球（4号検定球、新品に近いもの）を各チームが持参して行うものとする。
- (2) マルチボールシステムで実施することを勧める。

第23条〔係員〕

運営チームは、試合実施を円滑にするため、原則として次の補助係員を置き、必要な業務を行わせる。

- (1) 本部員、記録係
- (2) 担架要員（若干人） 担架は会場に最低1台用意する

第5節 運 営

第24条〔運営責任と運営担当者〕

試合の運営にあたっては、マッチコミッショナーが責任を負うとともに、運営チームは選手・審判・役員及び観客などの安全を確保するための義務を負う。

2 運営チームは、運営担当者及び会場責任者を決定しなければならない。

第25条〔日程〕

本リーグは、原則として実施委員会により決定された日程表に従い開催される。

第26条〔試合の日時または場所の変更〕

試合の開催日、キックオフの時間または開催地を変更する場合、運営チームは他のチームと変更内容を調整し、実施委員会に届け出て承認を得る。

第27条〔特別な事情による変更〕

出場チームは、本協会において特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第28条〔会場責任者〕

マッチコミッショナーは、本協会または実施委員会から指名されたものが行うことを原則とする。ただし、マッチコミッショナーがいない場合には、運営チームの会場責任者が代行する。

2 会場責任者は、次の事項を行わなければならない。

- (1) キックオフ時刻の60分前に出場チームの監督、審判員、運営チームの運営担当者とともに、マッチ・コーディネーション・ミーティング（以下「マッチミーティング」という。）を行うことを原則とする。
- (2) マッチミーティングの際に、メンバー提出用紙並びに選手証によって選手の試合出場資格、ユニフォームの色等を出場チーム、審判員、ホームチームの運営担当者とともに確認しなければならない。
- (3) 試合会場の設備、運営状況を確認し、不備があれば指導しなければならない。
- (4) 会場責任者は、「試合運営報告書」を作成し、リーグ実施委員長に提出する。また、警告・退場があった場合には「審判報告書」も合わせて提出する。
- (5) 試合中断または競技中の悪質な違反による退場などの重大な事項が発生した場合には、「会場責任者緊急報告書」を実施委員会委員長及び4種規律委員長に提出する。
- (6) 審判員について審判証の確認を行う。

3 会場責任者は、運営担当者が兼ねることができる。

第30条〔キックオフ時刻等〕

いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を守らなければならない。

2 キックオフ時刻を変更する場合は、事前に会場責任者の承認を得る。また、いずれか一方のチームがキックオフ時刻に会場に現れない場合は、最低30分間は待機しなければならない。

第31条〔敗戦とみなす場合〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由にあるチームは、原則として0対5で敗戦したものとみなす。

第32条〔試合の中止および中断の決定〕

試合の中止は主審の判断によるが、会場責任者が運営チームの運営担当者と協議の上決定する。ただし、主審および会場責任者が到着する前に、やむをえない事情により試合を中止する場合は、運営担当者（責任者）が実施委員会と協議の上決定する。

2 主審が試合の中断を決定した場合、運営担当者及びチームは試合を再開することができるよう最善の努力を行わなければならない。

第33条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中断となった場合、当該試合の取り扱いについては、次のうちから実施委員会が決定する。

- (1) 正規の試合時間の再試合
- (2) 中断時点からの再開試合
- (3) 中断時点での試合成立（後半10分以降での中断は成立）

第34条〔開催不能または中止となった場合の記録〕

開催不能または中止となった試合の出場及び得点の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 正規の時間の再試合の場合は、記録されない。ただし、警告・退場による出場停止処分の消化については、リーグ規律委員会・フェアプレー委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある。
- (2) 中断時点から再開する場合は、中断時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で記録される。
- (3) 中断時点で試合が成立した場合は、当該試合が記録される。

第35条〔メンバー提出〕

双方のチームは、キックオフの60分前までに「メンバー提出用紙」に必要事項を記入し、全選手の選手証とともに提出し、試合エントリーを完了しなければならない。

2 メンバー提出用紙には、ベンチ入りスタッフが記載されていなければならない。

3 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、主審の承諾を得た場合に限り認められる。

4 控え選手の場合、新たな選手を補充することができる。

第36条〔公式記録〕

記録員は、運営チームより選出する。

- 2 記録員は、本リーグ所定の公式記録用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため両チームの運営委員または、役員・スタッフの署名を受けた後、すみやかに各所に展開する。
- 3 運営チームの運営担当者は、公式記録の原紙をすみやかに実施委員会に提出する。

第37条〔警告による出場停止処分〕

本リーグで累積された警告が3回になった選手は、自動的に本リーグの次の試合の出場停止処分を受ける。

- 2 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は、自動的に直近の公式試合の出場停止処分を受ける。
- 3 前項における警告は、試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。
- 3 第1項及び第2項における処分に該当する行為を重ねて行った場合は、最低2試合の出場停止処分を受ける。
- 4 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本リーグ終了時をもって効力を失う。

第38条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手は、リーグ規律・フェアプレー委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

- 2 退場を命ぜられた選手は、自動的に直近の公式試合の出場停止処分を受ける。
- 3 退場処分によって減った競技者数は、登録された控え選手で補充される。

第39条〔未登録・二重登録〕

未登録または二重登録などの出場資格のない選手が出場した場合、それが判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとして試合を打ち切り、その試合結果は第31条を適用する。ただし、既に行われた試合に遡って適用しない。

2 前項の該当チームの懲罰については、リーグ規律・フェアプレー委員会にて協議され、本協会規律・フェアプレー委員会にて裁決される。ただし、懲罰の決定までの間にリーグの試合がある場合、その試合を行うことは認められる。

第40条〔棄権〕

本リーグに参加を申込んだ後の棄権は一切認めない。ただし、やむを得ぬ事情で参加不能になった場合は直ちに実施委員会に通知し、改めて文書にて理由書を提出する。

- 2 実施委員会は、理由書に基づき審議の上処置する。

第41条〔公衆送信権〕

本リーグの公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット送信権、その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という。）はすべて本協会に帰属する。

- 2 リーグの公衆送信権料は、別途本協会が定めるところによる。

第6節 費用

第42条〔チームの費用負担等〕

参加チームは、当該リーグ実施委員会の定めるところにより、参加費を負担する。

- 2 試合の開催及び運営にかかわる費用として次に関わる費用の一部を本協会が補助する。
 - (1) 運営人件費（審判員・マッチコミッショナー・マッチウエルフェアオフィサー・会場責任者等の人件費）
 - (2) 試合会場使用料
 - (3) その他運営に関わる費用

第43条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費の発生している試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、前条第2項第1号及び第2号の費用並びに双方のチームにおいて発生した費用は、リーグ運営委員会と当該チームが協議する。

第44条〔帰責事由のあるチームの費用の補償〕

参加チームの責に帰すべき事由により、試合が開催不能または中止となった場合、当該チームはリーグ運営委員会（本協会）に発生した費用を補償しなければならない。

- 2 参加チームの責に帰すべき事由により、試合会場ならびに付帯施設等の破損などによって弁済の責任が生じた場合、当

該チームが費用の弁済をしなければならない。

3 前2項によらない不可抗力による会場及び付帯施設等の破損については、参加チームとリーグ運営委員会（本協会）で協議する。

第45条〔審判員の手当て〕

審判員の手当ては次のとおりとする

- (1) 本リーグが依頼した派遣審判員 主審 3,000円 副審 2,000円 第4の審判 2,000円
旅費については、長野県サッカー協会旅費規程に準ずる。
- (2) 帯同審判員 0円

附 則

- 1 本規程は、平成30年11月11日より施行する。（平成30年10月1日より効力を発する。）
- 2 本規程は、本リーグ実施委員会において改廃できる。
- 3 当分の間、参加チーム、実施委員会は次のとおりとする。
 - ① 参加チームは、当面（3年）9地域リーグから各1チーム、ただし、松本塩尻は3チーム、北信は2チームとする。
 - ② 各地域リーグでは、前年のU-11のリーグ戦等の成績及びチーム力（指導者、審判、大会運営力、グラウンドの確保等）を考慮し参加チームを推薦する。
 - ③ 各地域リーグでは、各年度チームを推薦できないことも認める。その場合の追加地域は当該年の参加チームの多いリーグから推薦する。
（※優先順位は、1位→2位・・・5位の順番。1位が参加できなければ2位へ。ただし、5位までのチームすべてが参加できない場合は、他地区へ参加枠を譲渡する。譲渡優先地域は安曇・諏訪。（ただし、4種委員長・リーグ実施委員長の裁量による。）
 - ④ 県リーグの運営は、前年の10月を目安に参加チームによる実施委員会設立し詳細を定める。
 - ⑤ 各リーグで2019年度に限りU-11リーグ以外に選考リーグ等を行うことを認める。
 - ⑥ ウェルフェアオフィサーの資格を、各チーム必ず取得すること。
 - ⑦ 県リーグに参加するチームが地域リーグに参加することは認める。ただし、選手の重複登録は認めない。
（※県リーグのチームが確定したのち、県リーグの講習会を実施する。その講習を必ず受けなければならないが、日程等の都合で参加出来ない場合があるので、各地域リーグで講習を受けた者のベンチ入りを認める。各チーム必ず1人は県リーグの講習を受けなければならない。受講者には証明書を発行する。）